

教育委員会5月定例会会議録

1. 日 時 平成30年5月22日(火)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 教 育 長 井 坂 隆
職務代理人 小 原 芳 道
委 員 松 延 芳 子
委 員 今 野 登 喜 子
4. 委員以外の出席者
教 育 部 長 服 部 正 彦 参 事 菊 地 正 和
教 育 総 務 課 平 井 康 裕 学 務 課 元 川 宏
文 化 生 涯 学 習 課 佐 賀 憲 一 国 体 推 進 課 北 島 康 雄
指 導 課 鶴 田 由 紀 子 スポーツ振興課主任 赤 澤 学
5. 議 題
 - (1) 議 案
議案第2号 土浦市行政組織条例等の一部改正について (学務課) (非公開)
議案第3号 土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に対する意見について (文化生涯学習課) (非公開)
議案第4号 平成30年度土浦市一般会計補正予算(第1回)に対する意見について (学務課) (非公開)
議案第5号 土浦市学区審議会委員の委嘱について (学務課)
議案第6号 土浦市学校給食センター運営審議会委員の委嘱について (学務課)
議案第7号 土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会委員の委嘱について (学務課)
議案第8号 土浦市社会教育委員(兼生涯学習推進協議会委員)の委嘱について (文化生涯学習課)
議案第9号 土浦市公民館運営審議会委員の委嘱について (文化生涯学習課)
議案第10号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に係る学識経験者の委嘱について (教育総務課)
議案第11号 土浦市職員の分限処分に関する指針に基づく受診命令書の交付について (教育総務課) (非公開)
議案第12号 土浦市特別支援教育連携協議会委員の委嘱について (指導課)
 - (2) 報告事項
①土浦市小・中学校PTA連絡協議会補助金交付要項の一部改正について (文化生涯学習課)
②土浦市民会館耐震補強及び大規模改造工事設計について (文化生涯学習課)
③土浦市民ギャラリー美術品収集要綱の制定について (文化生涯学習課)
④いきいき茨城ゆめ国体高等学校野球(軟式)競技リハーサル大会〔第66回春季関東地区高等学校軟式野球大会〕の開催について (国体推進課)

6. 傍聴者 なし
7. 議事内容

教 育 長 定刻となりましたので、定例会を始めます。
傍聴の方はいませんが、議案第2号～4号・11号については非公開でお願いしたい
と思います。
それでは、教育長報告事項をお願いします。

—————4月26日以降の行事について報告—————

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、第2号 土浦市行政組織条例等の一部改正について、学務課お願いま
す。

【議案第2号「土浦市行政組織条例等の一部改正について」を協議】（非公開）

【議案第3号「土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部改正に対する意見について」を協議】（非公開）

【議案第4号「平成30年度土浦市一般会計補正予算（第1回）に対する意見につ
いて」を協議】（非公開）

教 育 長 続きまして、議案第5号 土浦市学区審議会委員の委嘱についてお願いします。学
務課。

学 務 課 定例会資料の24ページをお願いいたします。

土浦市学区審議会委員の委嘱についてでございますが、学区審議会につきましては、教育委員会の諮問に応じて、土浦市立小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園の学区に関する事項を審議・答申することを任務としており、資料の一番下の部分に記載させていただきました土浦市学区審議会条例第3条の規定に基づきまして、平成28年6月1日から2年間の任期で委員の方々に委嘱しておりましたが、今般、任期満了を迎えるに当たりまして、こちらの資料のとおり、委員を委嘱するものでございます。

なお、米印の7名の方々につきましては、今年度の学校長会の正副会長職の変更、あるいはPTAの役員交代等の理由によりまして、今回新たに委員となる方々でございます。

また、市議会の常任委員会の数が一つ減ったことに伴いまして、市議会議員の委員がこれまでの5名から4名に変更となっております。

教 育 長 ありがとうございます。6月1日から2カ年の委嘱ということ。ございますか。今高博子さんは茨城県教育財団理事となっていますけれども、これは、例えば土浦市の男女共同参画の委員長さんですよ。女性団体とか、公安委員とか。公安委員はもう辞めたんですか。

小原委員 公安委員は終わったんじゃないですか。

教 育 長 そうですね。

教育財団の理事ということで記載するということですね。わかりました。

松延委員

学校とPTA関係のところですが、上段から5名の方、皆さん一中地区関係なんです。偏りがあるかなというふうに感じましたもので、こちらに関しては、市P連絡協議会からの選出ということだと思っんですが、出来れば各地区から上がってくるような形が望ましいのかなと思っました。

学務課

今ご指摘いただいた件につきましては、各団体からの選出ということになっておりますので、ただいまのご意見は今後の参考として承りたいと思っます。ありがとうございます。

教育長

そうですね。黒澤先生も小祝先生も久保田先生も、たまたまでしょうがみんな一中。

教育部長

結論から言うとたまたまなんですけれども、地区を横断して考えていただけるといっことで人選してありますので、それはご理解いただくしかないかなと。ご案内のとおり、地区のほうが一番詳しいとは思っますが、そういう組織の代表者ですので、横断的な配慮を持って臨んでいただけるといっふうに期待してありますので、よろしくお願っします。なかなか難っしいですね。これをバランスよく選出するには、それでは、次、学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、これも学務課お願っします。

教育長

学務課

資料の28ページをお願っいたします。

土浦市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱についてでございます。学校給食センター運営審議会につきましては、教育委員会の諮問に応じまして、給食センターの運営に関する重要事項について、調査、審議するもので、先ほどと同様、資料の一番下の部分に記載させていただいております土浦市立学校給食センター条例第4条の規定に基づきまして、平成28年6月1日から2年間の任期で、委員の方々に委嘱しておりました。この度、任期満了を迎えるに当たりまして、資料のとおり、委員を委嘱するものでございます。先ほどと同じく米印の2名が今回新たに委員となる方々でございます。

また、先ほどの学区審議会の委員と同様に、市議会の常任委員会の数が一つ減ったことに伴いまして、市議会議員の委員の数がこれまでの4名から3名に変更となっております。

教育長

これもPTA代表が二中地区になっておりますが。よろしいですか。

次は、第7号 上大津地区小学校適正配置検討委員会委員の委嘱について、学務課お願っします。

学務課

資料の32ページをよろしくお願っします。

土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会委員の委嘱についてでございます。本検討委員会につきましては、上大津地区小学校の適正な配置について検討するもので、資料の下の部分にございます土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会設置要綱第3条の規定に基づきまして、上大津地区小学校の適正な配置に関することを提言する日までを任期としまして、平成29年11月17日から委嘱しております。この度、小中学校の代表者の区分におきまして、本年4月の教職員の人事異動により、菅谷小学校の校長先生が黒沢校長から平田校長に変わりましたので、委員が1名変

更となるものでございます。

教 育 長
小 原 委 員
教 育 長

学校長の人事異動ということでよろしいですか。

はい。

ありがとうございます。

続いて8号議案で、社会教育委員、これは生涯学習推進協議会委員も兼ねるの委嘱について、お願いします。文化生涯学習課。

文化生涯学習課

資料36ページをごらんいただきたいと思います。

土浦市社会教育委員兼生涯学習推進協議会委員の委嘱でございます。現在の社会教育委員、本年5月31日をもちまして任期満了を迎えるものでございます。次のページの37ページのほうに資料をつけさせていただいております。土浦市社会教育委員条例第3条第1項の規定に基づきまして、第1号、学校教育及び社会教育の関係者、第2号、家庭教育の向上に資する活動を行う者。第3号、学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱することになるものでございます。

36ページにお戻りいただきたいと思います。

次期委員の案につきましては、中ほどの表の名簿のとおりでございます。氏名の左に米印をつけさせていただいている方が新任の方でございます。各団体のほうから次期委員の推薦をいただいたものでございます。

なお、次期委員の任期につきましては、平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2年間となっておりますが、充て職をお願いをしているところがございます。交代があった場合は残りの任期でお願いをするというようなものでございます。

教 育 長

ただいまの説明で、ご質問等ございますか。よろしいですか。ありがとうございます。

文化生涯学習課

続いて、議案第9号 公民館運営審議会委員の委嘱について、文化生涯学習課長。

続きまして、40ページのほうをごらんいただきたいと思います。

土浦市公民館運営審議会委員の委嘱でございます。現在、公民館の運営審議会委員が平成30年5月31日をもって任期満了を迎えるものでございます。

次の41ページのほうに資料のほうをつけさせていただいております。

公民館運営審議会委員につきましては、土浦市立公民館条例の第4条第3項の規定によりまして、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱をするものでございます。

40ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

次期委員の案につきましては、中ほどの名簿のほうの委員とさせていただいております。同じく、氏名の左側に米印のある方が新任の方々でございます。こちらも各団体から次期委員の推薦をいただいているものでございます。

委員の任期につきましては、平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2年間をお願いするものでございます。

教 育 長
松 延 委 員

ありがとうございます。ただいまの説明について。

6番の下川直美さん、女性ネットワーク委員会の書記ではなく、副委員長となります。

教 育 長

女性ネットワークの書記という役職はなくて、副委員長ということですね。そのほかございますか。よろしいですか。ありがとうございます。

続きまして、議案第10号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に係る学識経験者の委嘱について、教育総務課お願いします。

教育総務課

定例会資料のほうは44ページをお願いいたします。

平成29年分の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価における学識経験者の委嘱についてでございます。こちらは毎年実施しているものですが、下に参考としまして法律の抜粋をさせていただきますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づく点検及び評価における学識経験者につきまして、土浦市教育委員会における点検及び実施要綱第5条から第7条の規定に基づきまして、表のとおり委員を委嘱するものでございます。

表の記載の皆様をお願いしたいと考えておりますが、お名前の頭に米印をつけてございます。こちらの委員は今回委嘱する方でございます。まず、2番目の土浦市社会教育委員会議長の田上 顕様でございます。先ほど、議案第8号におきまして説明がありましたように、社会教育委員会の任期が5月末までとなりますが、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の学識経験者の任期につきましては、本年7月8日までの任期となりますことから、ご本人に対しまして改めてお伺いを立てたところ、引き続き引き受けていただくということになりましたので、土浦市社会教育委員会議長の職はご勇退されますけれども、再任、継続としまして、任期につきましては、本年7月9日から2年間お願いをするものでございます。

続きまして、3番目の塚崎康志様でございますが、こちらはこれまでPTA連合会の会長経験者をお願いしておりましたことから、昨年の会長であります塚崎氏に打診をしたところ、ご了承いただいたため、前任者の古川美香様の在任期間をお願いするものでございます。

なお、1番目の茨城大学教育学部教授の小野寺様には任期中ということで、この3名の方に今回、点検評価をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、今後のスケジュールにつきましては、来月6月の定例会におきまして素案の説明させていただいた上、学識経験者のヒアリングを7月に3回程度開催を予定してございます。それを受けまして、8月の定例会に議案として提出をさせていただきまして、議決後に9月の市議会において議員に配付をさせていただくとともに、広く公表したいと考えております。

教 育 長

ありがとうございます。点検評価、教育委員会の事業に対する点検評価の委員の委嘱ということでございます。ご質問でございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、議案11号は飛ばして、議案12号 土浦市特別支援教育連携協議会委員の委嘱についてお願いします。指導課長。

指 導 課

50ページお願いいたします。

土浦市特別支援教育連携協議会委員の委嘱についてでございます。50ページの一番

下にお示ししております連携協議会設置要綱第3条第1項から第3項の規定に基づきまして、土浦市特別支援教育連携協議会の委員につきまして、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間の任期により下の表のとおり委嘱をいたします。名前の頭に米印が入っている方が新しい委員でございます。なお、表の一番下でございます石川様、役職が抜けておりますが、にれの木の代表理事でございます。ここにあるさまざまな機関、さまざまな方々、文字どおり連携しまして、特別な配慮が必要なお子さん、保護者に対する支援を充実させてまいりたいと考えております。なお、連携協議会は年間2回予定しております。

教 育 長

土浦市特別支援教育連携協議会委員の委嘱についての説明でご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案の11号を残して終わりましたので、報告事項①PTA連絡協議会要項の一部改正について、お願いします。

文化生涯学習課

資料51ページのほうをお願いいたします。

土浦市小・中学校PTA連絡協議会補助金交付要項の一部改正でございます。改正の趣旨でございますが、同協議会が開催しております「世界名曲鑑賞のつどい」につきまして、5月6日に開催されました同協議会の総会におきまして、名称を「ミュージックフェス土浦」に変更することになったことから、要項の一部を改正するものでございます。

資料53ページのほうをお開きください。

このうち、資料一番下のほうでございますが、別表のところでございます。「名曲鑑賞のつどい」の開催とあるところを「ミュージックフェス土浦」の開催に変更するほか、既に廃止をしております土浦市小・中学校PTA連絡協議会の運営の部分を削除するものでございます。

教 育 長

ありがとうございます。「名曲鑑賞のつどい」が「ミュージックフェス」にかかわるといふことに関する改正ということですのでけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、今度は②土浦市民会館耐震補強及び大規模改造工事設計について、文化生涯学習課長、お願いします。

文化生涯学習課

資料54ページをお願いしたいと思います。

土浦市民会館耐震補強及び大規模改造工事設計でございます。市民会館の耐震補強や施設の延命化につながる改修の実施につきまして、こちら概要のところの上から3行目のところでございますが、3月というようなこととなっておりますが、正しくは2月の定例会でございます。訂正をお願いいたします。

2月の定例会で中間報告をさせていただいております。このたび、実施計画の内容がまとまってまいりましたので、変更があった点についてご説明をさせていただきたいと思います。別添の資料3、土浦市民会館耐震補強及び大規模改造工事設計という資料のほうをごらんいただきたいと思います。

表紙をめくっていただいて1ページでございます。こちら左側の図のほうでございますが、赤い波線で示させていただきました。工事の際の仮囲いをさせていただく部分に赤い波線のほうをつけさせていただきました。市民会館建物の南側駐

車場前面の部分と東側の進入路の片側の部分、中央分離帯付近まで囲う予定でございます。

耐震補強の部分の変更でございますが、こちら緑色で示しておりますバットレス壁補強でございますが、東側及び西側に以前は2カ所ずつというものだったものを、東側が緑の壁が4本東西方向に延びているものになっております。こちら4本にふやしたものと、さらに北側に赤い格子で示しております、こちらが耐風はり補強を追加することでより強固なものにするものでございます。

2ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

左下、改修スケジュールでございます。赤い部分で示しております利用開始時期でございます。工事期間が3月末まででございますが、備品等の搬入など準備作業が4月に入ってからになってしまうことから、利用開始時期につきましては、4月末から5月初めのころになる予定となっております。

続きまして、3ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

こちら、1階部分の平面図でございます。図面の左側の下のほう、紫色の小さい四角になってございます。こちらがエレベーターでございますが、このエレベーターとすぐ上の第3会議室の間の所でございます。こちらに会議室に降りるための車椅子用のスロープを設置するものでございます。

また、会議室利用者のためのトイレのほうでございますが、車椅子でも利用可能なスペースを広めにとったゆったりトイレを設置する予定でございます。トイレの数につきましては、前回と変更はなくつくりたいと思っております。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思っております。

こちら、2階部分の平面図でございます。図面左下、赤で示してございます。こちら消防用のキャットウォークでございます。災害時に正面ガラスを割って消防隊が進入するものでございますが、前回、大ホールのほうまで大きく延びているものでございました。しかし、複数方向から進入口を設けたほうが良いということから、東西の屋外階段、こちらから上がってきた扉を水圧によって開錠できる扉のほうに変更したり、上の方向、下側の小ホールの楽屋の窓を、今明かり取りの小さなものなんですけれども、それを腰高の人が入れる程度の大きさに変更することで、東西南北の4方向から進入路を確保しまして、その分キャットウォークのほうを小さくしまして、平常時の景観に配慮をするというものでございます。

続きまして、5ページは3階の平面図となりますけれども、こちらは大きな変更点はございません。

続きまして、6ページをお願いいたします。

工事に伴います桜の木の伐採でございます。青い枠で囲われました12本の桜でございますが、耐震補強及び駐輪場等の整備に支障となることから、伐採せざるを得ないものでございます。右側に写真が載っておりますが、樹勢のほうも余りよろしくないような状態で、移植等はなかなか難しいというようなものでございます。

表紙のほうに戻っていただきまして、表紙のパスでございます。こちら、東側にある広い第1駐車場から見たような形になっているものでございます。外観の変更点でございますバットレス壁補強、東側のほうに出ている4枚の壁になっているも

のでございます。これと、北側、バットレス壁の右側のところに小さく見えますけれども、2階、3階部分に耐風はり補強が乗っているものでございます。こちらで外観のほうのイメージが見えるかと思えます。工事の変更点、説明は以上でございます。

教 育 長 市民会館の改修工事に関する説明でしたが、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。小原委員、大丈夫ですか。大分細かいので。

それでは、続きまして、③市民ギャラリーの美術品収集要綱の制定について、文化生涯学習課お願いします。

文化生涯学習課 資料55ページをお願いいたします。

土浦市民ギャラリー美術品収集要綱の制定でございます。市民ギャラリーにおきまして、美術品等の寄贈、寄託を受ける際に、学識経験者の意見を必要とすることから、市民ギャラリーの美術品収集要綱を制定をいたしまして、収集検討委員会を設置したいというものでございます。こちらにつきましましては、施行は6月1日とさせていただきたいと思えます。なお、収集検討委員につきましましては、教育長が委嘱するということとさせていただいております。この後、ご相談をさせていただきまして、決まり次第、定例会のほうで報告のほうをさせていただきたいと思えます。要綱等、詳細につきましましては、56ページから59ページのほうとなっております。

教 育 長 新しくできたギャラリーへ絵とか美術品を寄贈したいというような方とか、これは新しく買う場合も該当する。

文化生涯学習課 はい。

教 育 長 そういうことで、要綱が今ないんですね。ないから新しくつくるということでございます。ご質問等ございますでしょうか。これ結構、私の持っているものをみたいな、どれを選んでいいかというのは、客観的な指標がないといけないということも含めての要綱制定ということですよ。

小 原 委 員 これ、予算はあるんですか。毎年収集する予算。

文化生涯学習課 現在のところは、予算のほうは確保してございません。

小 原 委 員 してないのに、こういう委員会をつくるわけ。

文化生涯学習課 寄贈という形で。

小 原 委 員 寄贈が中心。

文化生涯学習課 そういった方が非常に多くありまして、ただ、どうしても収蔵庫のほうも限られた場所がございまして、全てを受け入れるということはなかなか難しいというような状況でございまして、そちらのほうを確認させていただきたいと。

小 原 委 員 寄贈は誰でも受け入れるわけではないんですね。今までもやっぱり選別していたわけですか。今までは誰がやっていたんですか。今までも結構あるでしょう。

教 育 部 長 渡辺浩三さんとか、そういった有名な画家の方について遺族から寄贈を受けるということで、一定の評価を得ている方について協議して寄贈を受けたということはあるかと思えます。現在、基本的には博物館に今まで収蔵していたというところなんですけど、ギャラリーもできたということで、新たな施設がお目見えしたものですから、一挙に、できれば私の作品を寄附したいという……。

小 原 委 員 受け入れられるようになったということですか。

教育部長

お話も増えてきたものですから、そこでどなたのものをどういうふうに価値を見出して寄贈いただくかという必要性が今まで以上に増してきたものですから、こういう要綱をつくって、まずは美術品を見る目を持った方に選考をお願いしたいというふうに考えてございます。よろしいですか。

教育部長
教育長
国体推進課

あとは、購入の部分はまた別途。

ありがとうございます。続きまして、国体関係で国体推進課。

資料は60ページになります。

いきいき茨城ゆめ国体高等学校野球（軟式）競技リハーサル大会の開催について、説明させていただきます。ご案内のとおり、リハーサル大会でございますが、来年に控えた国体本大会において、各競技を運営するに当たり、万全を期すことを目的に実施するものでございます。

国体の本市開催競技の一つ、高等学校野球軟式競技のリハーサル大会でございますが、今週末25日金曜日から28日月曜日までの4日間で開催されます。表題の括弧書きの中にもございますが、第66回春季関東地区高等学校軟式野球大会のうち、変則となるんですけれども、日時の欄の米印の部分に記載のとおり、大会の2日目以降の3日間、トーナメント表で言いますと、2回戦以降の試合となるんですけれども、そのうちJ：COMスタジアムで行われる試合をリハーサル大会として位置づけ、開催するものでございます。

次ページに詳しい大会要項がございますが、この大会は1都6県の予選を勝ち抜いた16校が出場するトーナメント方式の大会でございます。茨城県からは、下館第一高等学校、茗溪学園高等学校、東洋大附属牛久高等学校の3校が出場いたします。国体本番さながらの熱戦が繰り広げられますので、お忙しい中とは存じますが、ぜひJ：COMスタジアムに足を運んでいただき、高校生の一生涯懸命なプレーにご声援をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

なお、本市開催のその他の競技のリハーサル大会でございますが、相撲と水球は8月に、軟式野球の成人の部は11月に予定してございます。近くなりましたら、また改めて委員会でご案内させていただきたいと思っております。

教育長

ありがとうございました。国体リハーサルの件でございます。これ、全部じゃなくて、ピックアップした試合がリハーサル大会になるということですね。

国体推進課

今回、3開場、龍ヶ崎と美浦の球場もあるんですが、そのうちJスタでまず行われるものということと、あと、国体本大会では、各ブロックを勝ち上がってきた10校が参加するんですが、今回16校参加ということで、国体の本番より大きい大会をリハーサル大会に充ててはいけないというような事情もございまして、2回戦以降ということでございます。

教育長
国体推進課

開会式はどうするんですか。開会は24日にやるんですよ。

開会式は24日4時から予定しておりますが、特にご参列いただくとか、そういったことはございませんので、そこに合わせてということではなくて、ぜひ試合のほうを観戦いただければと思います。

教育長

そういうことでございます。よろしいですか。ありがとうございます。

その他ございますか。

文化生涯学習課

先ほど、美術品のほうの収集の関係で話題がございました土浦市の収蔵美術品で
ございます渡辺浩三さんの作品、5月22日から市民ギャラリーのほうで美術品展を
開催させていただきます。ぜひご覧いただきたいと思いますので、よろしくお願
いいたします。

教 育 長

もうやっているんでしょ。今日から始まっている。

教 育 部 長

ぜひともお帰りに時間があればのぞいていただければ。

教 育 長

次回の日程についてお願いします。

教育総務課

6月の定例会につきましては、第4火曜日が26日となっておりますので、6月26日
火曜日午後4時からということをお願いできればと思います。臨時会が6月4日の
夕方5時から、定例会は6月26日火曜日の4時からということをお願いいたします。

教 育 長

それでは、議案11号よろしくお願いします。

**【議案第 11 号「土浦市職員の分限処分に関する指針に基づく受診命令書の交付に
ついて」を協議】**（非公開）

教 育 長

では、以上で終わります。ありがとうございました。